

新型インフルエンザ対策に関する要望

新型インフルエンザについては、最近、東南アジアを中心に鳥インフルエンザ(H5N1)の人への感染事例が増加しており、このウイルスが人から人に感染する新型インフルエンザに変異し、世界的に流行するのではないかと危惧されている。新型インフルエンザはこれまでの感染症とは異なり、国家的な危機管理の問題であることから、国が主体となって国民的な合意を得ながら対策を進めていくことが必要である。

新型インフルエンザ対策については、都道府県をはじめ地方自治体にも果たすべき重要な役割があると認識しており、これまで新型インフルエンザ対策行動計画の策定をはじめとする国の動きに合わせ、計画の策定やタミフルの備蓄、医療機関の確保に取り組むとともに、関係機関と連携した訓練の実施などに努めてきたところである。

こうした取組を通じて、地方自治体への法的権限の付与や財政措置を始め、大流行時における報道機関との協定、感染者の個人情報への取扱い、食糧備蓄とその輸送体制の整備など、新たな対策の検討を進めるべき事項が明確になってきたところである。

したがって、今後、国において新型インフルエンザ対策を進めるに当たっては、地方自治体と事前に十分な協議を実施するとともに、下記の事項について、十分に対処することを求めるものである。

記

- 1 新型インフルエンザ対策は、国家的な危機管理の問題として、国が強いリーダーシップを持って対応するとともに、国、都道府県、市町村それぞれの責務及び役割分担を明確にすること。
 - (1) 新型インフルエンザの想定患者数は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)の想定患者数を大きく上回るものである。また、感染症法は感染症の発生予防とまん延防止を目的としており、新型インフルエンザまん延後の対策(国民の社会活動の制限、在宅患者への支援等)への対応は困難であることから、新型インフルエンザ対策については、感染症法の枠組みにとらわれず、より広範な対応を想定した各種法令の整備を検討すること。
 - (2) 新型インフルエンザ専門家会議が策定した「新型インフルエンザ対策ガイドライン(フェーズ4以降)」について、国としての位置付けを明らかにし、新型インフルエンザ対策の全体像を早急に明確にすること。
 - (3) 新型インフルエンザ対策を国民に周知し、ワクチン接種の優先順位、新型インフルエンザに関する医療体制、発生時に想定される個人の権利の制限、公共交通機関の運行制限、患者情報の公開等について国民的な合意を得ること。
 - (4) 新型インフルエンザの入院患者に対応する医療機関の確保については、各都道府県において医療機関への依頼等により行っているところである。しかしながら、現

に入院している他の疾病患者の転・退院、病院内での感染拡大、病院経営等の問題により、十分な確保が進んでいない状況であることから、国において、医療機関の患者受入れを促進するための方策を講じること。

なお、国立病院機構及び国立大学法人における医療機関の患者の受入れ対策についても明確にすること。

(5) 新型インフルエンザ発生時の医療従事者の確保のため、医療従事者に対する補償制度を創設するなど、医療従事者が安心して従事できる体制を構築すること。

また、救急隊員等搬送従事者についても安心して従事できる体制を構築すること。

(6) 自衛隊、警察及び消防機関と都道府県知事との具体的な連携方策を明らかにすること。特に、新型インフルエンザ患者の医療機関等への救急搬送については、消防機関等の役割分担が明確でないため、関係省庁間（厚生労働省、消防庁等）で連携・協議を行い、各発生段階における「患者搬送ガイドライン」を示すなど万全の方策を講じること。

(7) 新型インフルエンザ発生時の国民への情報提供についての検討を進め、パニック防止等の観点から、報道機関との協定締結等の対策を講じること。

(8) 新型インフルエンザに関する正確な知識や、個人・企業等で行うべき対策等について、国においても周知を図ること。

(9) パンデミック期の食糧備蓄とその輸送体制について具体的な対策を講じること。

(10) 企業等に対する経済活動の制限とそれに伴う損失補償について検討すること。

2 地方自治体が行う対策の実効性を高めるため、法的根拠を明確にするとともに実行に係る権限を付与すること。

(1) 新型インフルエンザ患者に対応する医療機関及び医療従事者の確保のため、知事が病院等を管理し、医療関係者を必要業務に従事させる等の災害救助法に類似した権限を知事に付与するなど法的な整備を進めること。

(2) 社会機能を維持する等、新型インフルエンザに対する総合的な対策を推進するため、災害対策基本法に類似した知事の権限を付与するなど、法的な整備を進めること。

(3) ワクチンの接種、集会等の自粛要請、学校の臨時休業等の対策について、その法的根拠を明確にするとともに、関係する地方自治体の長に当該対策の実行に係る権限を付与すること。

(4) 地域封じ込め等新型インフルエンザの流行拡大防止を図るため、長期間に渡る交通遮断、地域住民への自宅待機要請等の実行に係る権限を付与すること。

3 地方自治体や医療機関が行う新型インフルエンザ対策に要する費用について、十分な財政措置を講じること。

(1) 医療機関の体制整備を推進するため、医療機関が行う発熱外来の設置・運営、感

染防護具等医療資材の備蓄、医療従事者の確保等に係る費用に対する財政措置を講
じること。

(2) 都道府県等が行うワクチン接種、感染防護具の備蓄等に係る費用への財政措置を
講じること。

(3) 市町村が実施する発生地域住民への食糧の提供等住民支援や市町村等(消防機関)
の感染防護具の整備等に係る費用への財政措置を講じること。

平成20年5月22日

全 国 知 事 会